

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【公表番号】特表2002-523565(P2002-523565A)

【公表日】平成14年7月30日(2002.7.30)

【出願番号】特願2000-567217(P2000-567217)

【国際特許分類】

C 08 F	20/34	(2006.01)
A 61 F	13/00	(2006.01)
A 61 K	9/70	(2006.01)
C 08 F	20/60	(2006.01)
A 61 L	15/16	(2006.01)

【F I】

C 08 F	20/34	
A 61 F	13/00	3 0 1 G
A 61 F	13/00	3 0 8
A 61 K	9/70	4 0 5
C 08 F	20/60	
A 61 L	15/01	

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月30日(2006.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

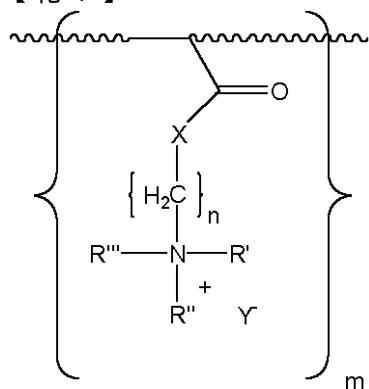
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 次式

【化1】



(式中、nは2又は3の整数であり；R'、R''及びR'''は、独立して、H、C<sub>1-6</sub>のアルキル、アリール、アリールアミン、アルキルアミン、アルカリール及びアラルキルからなる群から選ばれ；XはO及びNHからなる群から選ばれ；Y<sup>-</sup>は第4級アミンのN<sup>+</sup>に対する許容可能なアニオン性の対イオンであり；かつ、mは50,000より大きい整数である)

を有する本来的に抗菌性のカチオン性第4級アミンのアクリレートポリマーを約15~95質量%含むヒドロゲルを含む創傷ドレッシング。

【請求項2】 ポリマー中、R'、R''及びR'''が、独立して、H、C<sub>1-8</sub>の

アルキル、フェニル、トリル及びベンジルからなる群から選ばれる請求項1記載の創傷ドレッシング。

【請求項3】 ポリマー中、R'、R''がメチルであり、かつ、R'''がベンジルである請求項2記載の創傷ドレッシング。

【請求項4】 ポリマー中、R'、R''及びR'''がメチルである請求項2記載の創傷ドレッシング。

【請求項5】 ポリマー中、XがOである請求項4記載の創傷ドレッシング。

【請求項6】 ポリマー中、XがNHである請求項4記載の創傷ドレッシング。

【請求項7】 ポリマー中、Y'がCl<sup>-</sup>、Br<sup>-</sup>、HSO<sub>4</sub><sup>-</sup>及びCH<sub>3</sub>SO<sub>4</sub><sup>-</sup>からなる群から選ばれる請求項4記載の創傷ドレッシング。

【請求項8】 ポリマー中、Y'がCl<sup>-</sup>である請求項7記載の創傷ドレッシング。

【請求項9】 ポリマー中、nが2である請求項4記載の創傷ドレッシング。

【請求項10】 ポリマー中、nが3である請求項4記載の創傷ドレッシング。

【請求項11】 ヒドロゲルが、カチオン性第4級アミンのポリアクリレートポリマーを約61～90質量%含む請求項1記載の創傷ドレッシング。

【請求項12】 ヒドロゲルが、カチオン性第4級アミンのポリアクリレートポリマーを約65～75質量%含む請求項1記載の創傷ドレッシング。

【請求項13】 創傷を接触して覆うように適合された請求項1～12のいずれか1項に記載の創傷ドレッシングであって、ヒドロゲルと一体となる支持構造物を含むことを特徴とする創傷ドレッシング。

【請求項14】 請求項1～12のいずれか1項に記載の創傷ドレッシングに固定して取り付けられた支持体を含む創傷ドレッシング用デバイス。

【請求項15】 支持体がヒドロゲルに埋め込まれた纖維状シート材料であり、ヒドロゲルが対の面を有し、そのうちの少なくとも1つが創傷を接触して覆うように適合されている請求項14記載のデバイス。

【請求項16】 ヒドロゲルが対の面を有し、デバイスがヒドロゲルの1つの面に貼られた閉塞構造物であり、対抗面が創傷を接触して覆うように適合されている請求項14記載のデバイス。

【請求項17】 ヒト以外の患者の創傷を治療する方法であって、(a)請求項1～12のいずれか1項に記載の創傷ドレッシングを提供する工程を含むことを特徴とする方法。